

## 第 2 回島本町景観計画策定委員会 意見対応方針案

整理番号	該当箇所 (第 2 回資料)	該当箇所 (第 3 回資料)	意見	対応方針
1.		P22	計画内には地名が多く出てくるが、その場所を認識させるものがないため、最初にマップを追加すると分かりやすくなると思う。	P21 に景観資源の図として、アンケート調査から挙げられたものと、本町の文化財や史跡をまとめてお示しし、さらに地名を掲載します。
2.	P12 P21	P22	史跡・文化財等の分布図と景観資源図はまとめて掲載することで、文化財保護法に基づくものとそれ以外のものを合わせた一体的な景観資源が見えるようになるのではないかと。	
3.	P12 P21	P22	町の歴史は町全体の成り立ちを説明しているため、その結果として生まれた景観資源として、史跡文化財等の分布図とその他の景観資源図を一体的に説明して良いと思う。また、その時には町外の人にも理解しやすいように、集落名や地域名が記載されていれば良い。	
4.	P15	P16 P26 P29 P32 P38 P50 P51	今後景観形成を進めていく上で、町内の景観資源のフォトコンテストといったプログラムは、都市景観資源への認定制度等の関連において重要であるため、フォトコンテスト応募作品の写真は注釈をつけて説明した方が良いのではないかと。	ご意見の通り、フォトコンテストの写真に注釈をつけます。
5.	P23～	P24～	島本町の景観の類型別特性の写真を掲載するにあたって、誇るべき景観か、課題としての景観を載せるかという二つの選択肢があるが、ここでは誇るべき景観としての写真を選択する方が良いと思う。	ご意見の通り、良好な景観の写真を掲載する方向で精査します。
6.	P23 P48	別資料	島本町の景観の特性を 12 類型に分けて説明がされているが、景観形成の課題と景観の類型別特性の対応関係が分かりづらくなっている。その対応関係を整理し、各類型に対する課題が網羅的に説明されていれば良いと思う。	類型別の特性、課題、目標・方針、区域等の関連を整理した資料を作成します。
7.	P24 P57	別資料	P24、P57 の図の関係を整理すべき。	
8.	P28	P29	市街地内の水路の写真について、島本町は水路がきれいな印象があるので、よりきれいな水路の写真を載せていただきたい。	「市街地内の水路」を、別写真に差し替えます。
9.	P28	P29	水無瀬川の景観は下流ばかり注目されているが、溪谷の景観は町が誇るべきだと思う。水無瀬川の景観を上流、中流、下流で変化を捉えながら表現し、水無瀬川の景観軸を充実できれば良い。	「市街地を流れる水無瀬川と河川沿いの公園」を、水無瀬川の上流の写真に差し替え、水無瀬川の変化を表現します。
10.	P29	P30	西国街道の写真について、旧街道の景観という観点では、古い町並みの写真を掲載した方がよい。	「西国街道（山崎）」の写真を、旧街道の街並みが残る写真に差し替えます。

11.	P29	P30 P50	夜間景観の写真は魅力的だが、建物などが暗くみえてしまうため、場合によっては昼夜の写真を複数載せることを考えてもよいと思う。	「西国街道（山崎）」の写真について、昼夜の写真を複数載せます。
12.	P29	P30	国道沿道の景観軸について、雑然とした印象の景観というネガティブな表現で書かれているが、例えば新陳代謝が時代の変化とともに行われているエリアといった、ポジティブな表現に変更した方が良いのではないか。	多様な用途・規模の建物が混成した沿道景観という記述に修正します。
13.	P30	P31	近年グラウンド跡地に建てられた戸建て住宅と集合住宅の写真は、背景のマンションや道路が強調され、戸建て住宅らしさが表現されていないため、アングルを変えて撮影したものに変更した方が良い。	「近年グラウンド跡地に建てられた戸建て住宅と集合住宅」を、「近年グラウンド跡地に建てられたオープン外構の住宅地」の写真に差し替えます。
14.	P31	P32	集合住宅地の景観の写真について、住宅の大量供給が進んだ昭和 40～60 年代の集合住宅だけでなく、例えば工場跡地など、規制市街地の中で建て替えられた集合住宅を対比として掲載すると、今の景観の両面がみられるのではないか。	「江川にある府営住宅」の写真を、「平成 22 年頃工場跡地に建てられた集合住宅」の写真に差し替えます。
15.	P31	P32	江川にある府営住宅の写真について、建物単体の写真ではなく、背景も含めて撮影したものの方が良いのではないか。	府営住宅については、平成初期頃の開発であり、若山台住宅と年代が近いため、「平成 22 年頃工場等跡地に建てられた集合住宅」の写真を採用することとします。
16.	P31	P32	集合住宅地の景観について、府営住宅ではなく、島本町を代表するような民間の大規模開発によって建てられた青葉ハイツの写真の方が良いのではないか。	水無瀬青葉ハイツについては、昭和 47 年頃の開発であり、若山台住宅と年代が近いため、「平成 22 年頃工場等跡地に建てられた集合住宅」の写真を採用することとします。
17.	P31	P56	尺代の集落は素晴らしい景観であるため、写真を大きくするなど強調することで、例えばハイキングをする人を呼び込むなど、島本町の PR に活用することができるのではないか。	「7. 景観形成の施策」における「(4) 景観を活かしたまちづくりの推進」の施策のなかで、「良好な景観等を活用した都市イメージ発信、ブランディングなどの施策」を位置づけており、その具体的な実施のなかで検討します。
18.		P12	水無瀬川にはホテルやカフェなど生物多様性が各所に見られるため、計画には自然景観だけでなく生物多様性の観点を考えていきたい。	生物の項目を追加し、島本町の生態系や、生態系がもたらす景観を含めた効果について記載します。
19.	P2	P50 P53	本町が景観形成に取り組む意義が、定住人口の維持以外にあるのであれば、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」という将来像についても変更が必要ではないか。	定住人口の維持以外の景観形成に取り組む意義については、「5. 本町の景観形成の課題」の(1)や「6. 景観の目標・方針」の(2)①のなかに、市街地景観を構成する商業地や工場の記載を追加することで対応します。
20.	P2 P6	P53	にぎわいがなければ町は衰退するため、島本町の将来像のコンセプトとして、にぎわいというキーワードを入れても良いのではないか。	

21.	P51	P53	景観形成の目的が定住人口を維持することに見える。景観形成の目的には、定住人口の維持だけでなく、島本の景観を見に来る、以前住んでいた人が懐かしむために帰ってくるなど、交流人口・関係人口を増加させることも加えてみてはどうか。	また、景観形成の目標「まちの価値・魅力を高める「住みよい島本」の景観づくり」のなかには、住環境という視点とともに、商業によるにぎわいや企業による活力ある景観、交流人口・関係人口の増加なども含めて考えています。
22.	P51	P53	景観形成の目標として「住みよい島本」の景観づくりとあるが、島本の「住みよい」を支えているものに、にぎわいや住環境があると思う。島本町がどのような「住みたいまち」を目指すのかについては、慎重に議論する必要があると思う。	
23.	P51.	P53	市街地の景観形成の方針について、沿道の景観形成に関する記述が必要なのではないか。	沿道景観については、①の市街地のなかを含めて考えております。
24.	P52	P54 P56	景観を活かしたまちづくりの推進の図について、行政の取り組みにPR活動を入れていただきたい。例えばSNSでの写真投稿や広報誌に市内の生物のワンポイントを入れるなど、PR活動を推進していただきたい。	景観資源の発信についても施策等に追加します。
25.			規制誘導については大規模建築物が対象になるが、規制の対象外となる建築行為を行う工務店やハウスメーカーなどの事業者が計画を理解していただくことも重要である。例えば工務店の方に景観形成について教育する機会を設けるなど、住民以外の方が景観形成に積極的に取り組むことができる仕組みをつくることを検討してみてもどうか。	景観行政団体への移行後、地域地区等の調査に来庁された方に対し、ガイドラインを配布するなど、規制対象外となる建築行為を行う事業者にも周知していくことを検討します。
26.	P53～	P56	今後住民活動を拡充していくことを想定しているのであれば、フォトコンテストなど、現在取り組まれている住活動を計画に入れてもらいたい。	令和2年度に町政施行80周年記念イベントとして、観光フォトコンテストを実施しております。また、令和3年度には、ホームページのリニューアルに伴って、町内の風景などの掲載写真の募集を行っております。いずれにつきましても不定期に募集するものであるため、フォトコンテストの取組については、景観計画素案への掲載は見送らせていただきます。その他の取組として、新たに啓発に関する事項を追加させていただきます。
27.		P56	住民や事業者に、建築行為や様々な活動が景観形成につながっていることを認識してもらうことが重要である。例えば中学生に対して景観の重要性について啓発し、学習してもらうといったアプローチもあるのではないか。	「(4) 景観を活かしたまちづくりの推進の施策」の「景観に関する啓発活動」として、学校教育と連携した景観学習の実施、住民等とのワークショップの実施などを検討します。

28.	P54	P56	町には花壇が点在しているが、これらを希望者に貸し出して花を管理してもらうことはできないか。花を植えたくても場所がないという人は一定数いると思うので、緑や花の景観づくり活動を進める一つの手段として検討してみてもどうか。	関係課に確認しましたところ、制度として承知しているものの、本町での導入については未定であるため、景観計画での掲載について、現時点では見送らせていただきます。
29.		P61 P62	7つの景観計画区域について、実際にこの区域が運用され、窓口で届出が提出された時に、景観形成の基準のみの説明だけでは、どのような景観像を目指すのかというイメージを共有できないと思う。例えば、縦軸に景観類型区分図、横軸に目指す景観像といった表形式で、各区域でどのような景観像を目指すのかを表現することができれば、届出を提出する人も理解できると思う。	区域ごとのめざす景観形成の目標像を作成します。
30.		P61 P62	各景観計画区域の基準については、目指すべき景観像を明確にした上で、それを実現するために必要な基準として整理することでわかりやすくなると思う。	
31.		P54	事業者は、建築行為を行う者と、企業住民として建築を発注する者という二面性があるため、景観形成における事業者の役割について整理し、それぞれどのように誘導・啓発するかについて検討する必要がある。	「6. 景観の目標・方針」のまちづくりの推進のなかで、事業者の役割として、景観に関する活動に参画・協力することを追加します
32.			規制誘導に関して、その効力が個人の住宅のレベルまで規制がかかると、財政コストが負担になる。どの程度まで助成するかなどしっかりと議論しなければ、良好な景観を形成するための仕組みはできないと思う。	景観形成基準は大規模な建築物が対象となり、地域による景観特性を加味しながら、基本的には最低限守ってほしいことを緩やかに誘導していくことを中心として想定します。
33.			行為の制限については、最低限遵守の誘導が中心になる可能性もあると思う。良好な景観形成を目指す上で、景観計画で補えないところについては景観ガイドラインで誘導していくことになるため、景観計画で書くことと、景観ガイドラインで書くことを分けて整理することで、今後、規制・誘導に関する議論がしやすくなると思う。	景観ガイドライン等でより良い景観形成を誘導できるよう配慮します。